青 畜 第 ５ ２ ０ 号
令和８年１１月１３日

別記関係団体の長　殿

青森県農林水産部畜産課長
（公 印 省 略）

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化及び
高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

このことについて、農林水産省消費・安全局長等から別添のとおり通知があったのでお知らせします。

ついては、貴会員等に対して、周知をお願いいたします。

記

１　通知の内容

（１）高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について（令和８年 11 月 12 日付け８消安第 4825 号）

令和８年 11 月 12 日、京都府亀岡市の採卵鶏飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜が確認された。

また、本年 11 月４日には韓国の家きん農場において本病の発生が確認されていることに加え、本年 11 月２日に秋田県、北海道及び鹿児島県で回収された検体で本病ウイルスが検出されていることから、既に国内の環境中に広く本病ウイルスが侵入していることを念頭に、関係者が危機感を持って本病の発生予防を図る必要がある。

ついては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和８年９月 16 日付け８消安第 3622 号農林水産省消費・安全局長通知）等を踏まえ、改めて関係部局、関係機関、市町村、関係団体等と連携し、①家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報の徹底、②農場における発生予防対策の徹底、③農場周辺の水場・環境における野鳥及び野生動物対策の強化、④発生時における円滑な防疫措置の実施に必要な体制整備及び作業時のウイルス拡散防止措置の徹底について関係者に指導し、本病の発生予防・まん延防止対策に万全を期すようお願いする。

（２）高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について（令和８年 11 月 12 日付け８新食第 1728 号等）

令和８年 11 月 12 日、京都府において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、関係団体に対して高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について通知したので、関係者への指導をお願いする。

担当：青森県農林水産部畜産課
衛生・安全グループ　齋藤
TEL 017-734-9498
FAX 017-734-8144
Mail suguru_saito@pref.aomori.lg.jp

別記

一般社団法人　青森県畜産協会長

公益社団法人　青森県獣医師会会長理事

青森県養鶏協会会長

一般社団法人　青森県配合飼料価格安定基金協会理事長

一般社団法人　畜産・飼料コンビナート振興協会長

全国農業協同組合連合会青森県本部県本部長

青森県畜産農業協同組合連合会代表理事会長

青森県農業共済組合長理事

八戸飼料穀物コンビナート協議会

青森県動物薬品器材協会長